

青森県報

号外第三十一号

令和二年
三月三十日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

訓 令

○職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一
○職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二
○青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……二

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例の施行規程(昭和二十七年十月青森県訓令甲第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の施行規程

第一条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に、「基く旅費」を「基づく旅費及び費用弁償」に改める。

第二条の見出しを「(旅行取消等の場合における旅費等)」に改め、同条中「第三条第六項」を「第三条第四項」に、「左の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「払いもどし手続をとつた」を「払戻し手続を執つた」に、「払いもどしを」を「払戻しを」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十条の十一第三項において準用する条例第三条第四項の規定により弁償

する費用の額は、前項第一号及び第三号に掲げる額による。

第三条の見出しを「(旅費喪失の場合における旅費等)」に改め、同条中「第三条第七項」を「第三条第五項」に、「左の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第一号中「以下本条」を「次号」に改め、同条第二号中「免かれた」を「免れた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十条の十一第三項において準用する条例第三条第五項の規定により弁償する費用の額は、前項各号に掲げる額による。ただし、その額は、現に喪失した費用の額を超えることができない。

第四条第一項中「に規定する旅行命令簿等」を「の規定により定める旅行命令簿及び条例第三十条の十一第五項において準用する条例第四条第七項の規定により定める旅行依頼簿(次項において「旅行命令簿等」という。)」に改める。

第六条中「旅行命令等」を「旅行命令及び条例第三十条の十一第五項において準用する条例第五条第一項又は第二項の規定による旅行依頼」に、「足る」を「足りる」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

別表中「六、七〇〇円」を「六、七五〇円」に、「六、六五〇円」を「六、七七〇円」に、「六、六九〇円」を「六、六六〇円」に、「六、七四〇円」を「六、七七〇円」に、

七、二〇〇円	七、二〇〇円	を	六、九五〇円	に、	六、二五〇円
七、二〇〇円	七、二〇〇円		六、九七〇円		

六〇〇円」に、「二、八四〇円」を「二、八三〇円」に、「二、八五〇円」を「二、八四〇円」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

青森県漁業取締船舶員等に対する日額旅費支給規程(昭和二十七年四月青森県訓令甲第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(規程の適用)

第一条 青森県漁業取締船舶に乗り組む船員である職員(以下「船員」という。)等に対する日額旅費の支給については、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭